

会 議 録

| | | |
|--------------|--|--|
| 会議名 | 平成 26 年度第 12 回小金井市学童保育所運営協議会 | |
| 事務局 (担当課) | 児童青少年課 | |
| 開催日時 | 平成 27 年 2 月 18 日(月) 19 時 00 分～20 時 50 分 | |
| 開催場所 | 802会議室 | |
| 出席者 | 委員 | 高橋委員長、岡本副委員長、石山委員、塚田委員、小澤委員、祝委員、長岡委員、矢野委員、川村委員、中山委員、小澤委員、仙澤委員、鈴木委員 |
| | 事務局 | 越学童保育係長 |
| 会議次第 | 1 開会 2 議題 (1) 学童保育の保育内容について (2) その他 3 閉会 | |
| 配布資料 | ・ 次第 ・ 平成 27 年度学童保育所入所申請状況 | |
| | 1 会議録の確認 会議録は現在確認中。 2 入所申請状況について (市) 申請期間の入所申請状況については資料のとおりである。ただし、本日現在で既に申請の取り下げもあり、申請期間後の申請もあるため、新年度の入所数として確定では無い。 3 事業について (学) 仕様に基づき評価していく事は以前確認し了承しているが、例えば何段階評価の予定なのかとか、いつ頃実施するか。 (市) 仕様に基づき評価していく事が、詳細は未定。 (学) 業務委託開始後の業務の確認はどうなるか。 (市) 月 1 回は市指導員との打合せを行うし、三者の懇談の場もある。どこかの時期にアンケートなども考えているが詳細未定である。 (学) 単年度契約なので次年度の契約前に評価が必要か。 (市) 選考した事業者には継続して業務をお願いした方が望ましいと考えている。改善が必要な事があった場合協議するが、委託し、評価し、点数からまた別の事業者を選考するという考えではない。 (学) これまでも各所ごとの事についても協議してきたので、各父母会での意見を協議会に持ち寄り協議会で議論すればよいのではないかと。 | |

4 今後の学童保育所の学年について

(学) この間の対応については理解しており、学保連として要望がある訳ではないが、国の考えとしては学童保育所の対象は高学年までである。今後どのようなになるか。

(市) ご発言のとおり児童福祉法の改正により対象は小学生となる。この間の協議も踏まえ市の条例では当分の間現行の学年にして、全入の方向性を継続している。現在策定中の「のびゆくこどもプラン小金井」でも記載しており、地域の子どもの居場所の活用も含めて対応を検討する考え。

(学) 具体的に何かあるか。

(市) 子どもの居場所としてはまず児童館があり、5時までの開館時間を委託している児童館は6時、直営の児童館は時期限定だが5時30分まで開館している。この延長した時間帯は小学校高学年以上を対象としているので、高学年の居場所である。平成27年度の事業については予算を伴う事については市議会の議決を経たからの事ではあるが、プレーパーク事業を市事業として実施する予定である。他に放課後子ども教室があるが、この事業についての学童保育事業と関連して拡充するかどうかは現時点未定である。計画上の高学年のニーズが一定数ある事は事実だが、学童保育所の対象として学年を拡充する場合は、例えば低学年を優先させる指数設定を行い、定員の範囲で入所できる所ではという事もありえなくは無いが、指数設定をする場合、全入の方向性も併せて考える必要があると考える。

(学) 状況は認識しており一致しているが、今後考える必要もあるかと思うので確認した。

(市) 今回の法改正に伴い、都内26市において半数程度が高学年も対象としているが、本市同様対象としていない市もある。対象として市に入所申請の状況を確認したところ、少数しか申請していない状況とも聞く。高学年になると様々な居場所があり、子ども自身がどう考えるかという事もある。児童館では高学年児童を対象としたグループ活動も実施しているが、申し込みは少な状況である。他市の状況なども参考に、本市の学童保育所の対象を高学年にするかどうか考えていくべきと思っている。

5 その他

(学) 3月8日に学保連主催フォーラム「学童保育のこれからを考えよう」を開催する。平成27年度から新たな運営が始まるが、学童保育のこれまでとこれからを保護者としても考えていく必要があると考えており、進行は第一部で講演、第二部でしゃべる場とする予定。

6 次回日程 3月26日(木) 市役所802会議室